

福祉社会の構図

馬場 啓之助

I 課題の提示——複合社会としての福祉社会

「福祉の経済組織」以来わたしは数編の論稿を書いてきた。ここでこれらの論述を整理してそこに含まれている理論的な問題について究明を加えてみたい。結語から先に言えば、それは複合社会としての福祉社会の検討に集約される。

わが国の社会は、西欧先進国と同じく、議会制民主主義のもとで、その経済は経営者資本主義と公共経済との混合経済の形態をとり、公共経済の構成要素としては社会保障と福祉サービスからなる福祉複合体が重視されるようになってきている。これはよく知られたことで、今更らしく述べるまでのこともないのだが、この経済社会形態が複合社会の性格を帯びてきていることは注目する必要があると思う。それと言うのも、この性格の示唆するところは少なくないからである。

経営者資本主義は業績主義 (meritocracy) の倫理に貫かれているのに対して、福祉複合体は連帯主義 (solidarity) の倫理にたっており、そこには二つの社会倫理が流れていて、社会は複合社会にならないわけにはいかない。産業化と抗産業化の動きなども、それぞれこの二つの倫理に発するものであることによっても知られるように、二つの倫理はもともと相反関係にたっているのだが、そのあいだに補完関係を作りだしていかななくては、複合社会はその統合をうまく維持してはいけない。社会の秩序は二つの倫理の「相反と補完の二重の関係」に支えられているからである。

複合社会と多元的社会 複合社会は多元的社会と同じものではない。多元的社会はそのなかに多くの職域を含んでおり、それぞれの職域が追求する目標を異にしている、いずれも手段的活動に出ることを肯定していれば、いずれの目標もその

あいだに「一つの倫理」があって「方向としての統一」が成立しているはずである。産業社会は多元的社会の典型的なものであり、方向の統一を作りだしているのは、業績主義の倫理にほかならない。この倫理は社会的行動を規制する「ゲームのルール」をもっている。それは機会の平等が保障されておれば、公正な競争の結果生じた不平等はこれを容認し、社会に責任を転嫁するようなことはしてはならないと説いている。しかしながら、生涯を通じての競争においてその結果としての不平等が家庭のなかに持ち込まれて世代を超えて累積していけば、階級分化が生じ、そこに、マルクスの主張するように、機会の不平等が起こることになりかねない。機会の平等は結果の不平等を介して機会の不平等に転化していき勝ちである。結果の不平等になにほどの調整を加えなければ、機会の平等は保障されない。さればといって、結果の不平等をすべて認めないとあつては、競争をやる意味が失われ、業績主義の倫理はそもそもその成立の根拠を失ってしまう。そこに、業績主義の倫理にとって基本的なディレンマがあると言えよう。その倫理の成立の前提となる機会の平等がその遂行の過程で機会の不平等に転化し、その前提を否定するような事態を作りだしていくおそれがあるからである。このディレンマに対処する手掛りを与えたものが産業民主主義の運動にほかならない。この運動はウェッパ夫妻のナショナル・ミニマムの主張を生みだした。

ナショナル・ミニマムとソーシャル・ミニマム

このナショナル・ミニマムの主張を単に個人所得の最低限を示すだけでなく、福祉施設の利用可能性など文化への参加可能性をも含めて、社会学的幅をもたせて、これをソーシャル・ミニマムの主張と呼ぶことにしたい。この線まで拡充してい

って、これを国民のすべてに保障することにする。そうすれば、結果としての不平等が機会の不平等に転化するのを阻止できるのではないかと思われる。これによって「ゲームのルール」が、(イ)機会の平等(ロ)公正な競争(ハ)ソーシャル・ミニマムの保障となれば、競争の結果生じる不平等は「適正な差異」(relevant difference)として受容される道が拓かれよう。この「ゲームのルール」のうち(イ)と(ロ)のルールは業績主義の倫理にもともと含まれていたものであるが、(ハ)のルールは連帯主義の倫理に根ざしたものである。「ゲームのルール」は「二つの倫理」のうえに立った複合的な性格をもってくる。これは二つの倫理の妥協が生み出したものとも言えよう。

産業社会と福祉社会の相互依存関係 このような次第であるから、産業社会はその基本となる業績主義の倫理がその遂行の過程においてその前提となる機会の平等を否定するような基本的なディレンマをもっているのだ、これに対処するためには連帯主義の倫理によって補完しないではいられない。連帯主義の倫理は社会の存在理由をジョン・ロールズの言葉をかりれば「相互利益のための協同事業体」(cooperative venture for mutual advantage)に求める社会観においている。この補完作業が進み、社会の構成員のすべてが「共通の生活」(common life)に参加し得る条件を保障されるようになれば、産業社会は福祉社会的な相貌を帯びてくる。これを短絡的に「福祉社会へ移行する」と表現しているわけである。

しかし「移行する」と言っても、福祉社会が産業社会と訣別して自立自展していけるわけではない。産業社会が提供する豊かな産業生産力に依存しこれを活用していけるのでなくては、福祉社会は貧血状態に陥り、その活力を喪失してしまう。そうであるから、福祉社会と産業社会とは相互依存関係にたっていると断言するわけにはいかない。

以下において「複合社会としての福祉社会」の形成に伴う問題点をあげ、これについて吟味して、福祉社会の理論的な構図を描くよう努力していきたい。

II 産業社会・資本主義・社会主義

前節で述べたように、福祉社会は産業社会と絡み合っており、相互に深く依存し合っている。福祉社会は国民生活に視点を置いて産業社会を眺めた場合に浮び上ってくる国民生活的相貌にはほかならないとも言えよう。産業社会は近代産業主義(modern industrialism)を構成原理としてこれに依拠して形成された社会体制である。この社会体制に理論的分析を加えたのは、タルコット・パーソンズ(Talcott Parsons)である¹⁾。ひとつの社会を形成する以上、その社会の評価基準を明らかにし、社会行動が準拠する行動原理を指摘し、社会を組織付ける組織原理を特定することはこの社会の社会学的分析にとって大切な課題である。パーソンズは産業社会を分析してその評価基準として業績主義をあげ、行動原理としては合理主義を、また組織原理としては職能主義をあげている。これはマクス・ウェーバー、ウェルナー・ゾンバルトなどの「資本主義的精神」論を社会構成の型を示すものとして整理し直したものである。だから産業社会は資本主義と密接に関連し合っていることは明らかである。わたしは資本主義は産業社会の流通経済的形態のひとつにほかならないと考える。

業績主義・合理主義・職能主義にたって形成された産業社会は、封建社会が評価基準を身分主義に求め、充足主義にたって慣行を重んじ、伝統を遵守してきたのに較べれば、たしかに人間を身分的拘束から解放し、その業績に応じて社会的地位(social status)を獲得できる社会であり、営利活動の自由が認められ、機会の平等が保障された社会である。

ところが産業社会が19世紀中葉以降ヨーロッパの主要な国々においてほぼその形成を終わる頃になると、身分的不平等に代って自由経済のなかから形成される不平等が注目されるようになる。しかもその不平等は、身分的不平等が静態的性格のものであるのに対して、動態的性格のものである

1) Parsons Talcott; *Social System* (Tavistock Publications, 1951) pp. 182~191.

り、資本家の再生産の過程にまつわるものであるとして、資本主義に対して社会主義的な社会改革の必要が唱道されてくる。わたしは社会主義はもとも資本主義の対立物として唱えられたものであり、これまた産業社会の流通経済的形態のひとつにはかならないと考える。産業社会の資本主義的形態もあれば、その社会主義的形態もあり得ると考えるわけである。この主張の根拠を説明してみる。

不平等は拡大したか 第1に吟味してみなくてはならないことは、産業社会の成立以来、不平等は事実として拡大していったか否かである。

指標として、国民所得の分配に現われた分配の不平等の程度をとってみる。幸いなことに、サイモン・クズネッツがこれまでの諸先進国における国民所得の分析資料を整理してみせていることである。これによって指標の動きをみれば国民所得の分配は不平等化するどころか、かえって平等化の傾向を示しているのだ。これは注記した資料によって明らかである²⁾。平等化の傾向は第1次世界大戦と第2次世界大戦を画期としてもっている。

- 2) クズネッツの示すところによれば、ボウレイの計測によってイギリスの1880年と1913年を比較してみると、上位5%の階層の占める所得の割合はそれぞれ48%と43%であり、上位20%の階層の占める割合はそれぞれ58%と59%である。前者については不平等の程度はたしかに縮小している。後者については不平等は縮小していない。しかしクラークの1929年についての推計では、上位5%の割合は33%、上位20%の割合は51%となっているので、これと連結してみれば、前者の不平等の程度の縮小はいっそう顕著になるし、後者の縮小も明白になる。これによってイギリスは第1次大戦頃を画期にして所得分配の平等化への動きが始まったと言えよう。

この平等化への動きは両大戦間には明白ではない。イギリスの上位5%の階層の所得の割合はクラーク推計の1929年の33%から1938年のシーア推計の31%ないしライダル推計の29%へ移っており、上位20%の階層のそれは1929年のクラーク推計の51%から1938年のシーア推計の52%ないしライダル推計の50%となっている。

第2次世界大戦の前後の比較についてはイギリスの諸推計いずれも平等化の傾向を示している。

	Seer 推計		Lydall 推計		
	1938年	1947年	1938年	1949年	1957年
上位5%	31%	24%	29%	23.5%	18%
上位20%	52%	46%	50%	47.5%	41.5%

アメリカについては以下のようなものである。いずれも商務省の推計であり、平等化は明らかである。

それぞれの画期はイギリスのネオ・リベラリストの「リベラル・リフォームズ」とケインズ革命と結びついていると思われる。リベラル・リフォームズは相続税の制定・所得税の累進課税化などの税制改革、最低賃金法の導入、老齢年金・医療保険などの労働者福祉政策の導入を企てたものであり、イギリスの国民所得の分配は第1次世界大戦を画期として不平等の程度は減少した。両大戦間の時期には平等化の傾向はあまり顕著な現われかたをしなかったが、ケインズの完全雇用政策が社会保障制度と結合する形で導入されて、主要な国々に普及していった第2次世界大戦以後になると、平等化の勢いは顕著となった。サイモン・クズネッツはこの傾向を総括して次のように評価している。「近代経済にともなう平等主義哲学は、生産性の考慮と伝統の抵抗との範囲内で不平等を抑制するよう不断の圧力を加えている。……教育や保健サービス、相続税や所得税、社会保障、完全雇用、経済的扶助などにかんする立法措置は経済的機会をできるだけ平等にし、個人の自発的行動のせいではなく、経済的、社会的構造の欠陥のせいでの失敗を補償することによって、経済的不平等を最小にしようとする一般的政策とみることができる。」³⁾。クズネッツはこう評釈しているのである。これは丹念な実証に基づいた解釈であるから抗し難い力をもっている。少なくとも不平等が事

	年 1929	1935 ～36年	年 1941	1944 ～47年	1950 ～54年	1955 ～59年
上位5%	30%	26.5%	24%	21%	21%	20%
上位20%	54%	52%	49%	46%	45%	45%
下位60%	26%	27%	29%	32%	33%	32%

なお以上はいずれも課税前の所得の割合である。課税後の所得については不平等の程度はいっそう圧縮されていることを注記しておこう。なお、クズネッツの総括表にはプロシャ・サクソニー・ドイツないし西ドイツ・オランダ・デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・国際連合などの所得分配資料も併記されていると附記しておこう。Simon Kuznets; *Modern Economic Growth: Rate, Structure and Spread* (New Haven and London, Yale University Press, 1966) Table 4～5, 塩野谷祐一訳『近代経済成長の分析』（東洋経済新報社刊、昭和43年）上巻198～200ページを参照されたい。

- 3) 塩野谷祐一訳サイモン・クズネッツ前掲書上巻203ページ。ただしこれは同一国民経済内の分配状況について言えることで、国際間の比較については別のことが当てはまるかも知れない。

実上拡大してきたとは、とても立論できないことは明らかであると思われる。

社会主義への前進か資本主義の根幹の維持か

第2に吟味したいことは、これらの平等主義的措置が社会主義に向っての前進であるのか、それとも資本主義を存続させるためのものか、の判断である。

わたしはこれら平等化政策を支えた思想は産業社会の社会倫理に根ざしたものであり、社会主義を実現するためのものであるよりも、資本主義を存続させるための改革として提示された場合に、実現していったものと考ええる。

産業社会の社会倫理は近代産業主義に忠実であるためには遵奉しなくてはならない「ゲームのルール」を提示した。このルールは「業績主義のディレンマ」に対処するために、ナショナル・ミニマムの保障を連帯主義の倫理から取り入れなくてはならなくなったことは、前節で述べたとおりである。ナショナル・ミニマムの保障は産業民主主義の提唱したものであったが、産業民主主義はこのほかにも広範な社会改革案を提起した。重要産業の国有化・相続税の制定・所得税の累進課税化・地代など不労所得の再分配などが最低賃金法の制定のほかにもその社会改革案のなかには含まれていた。この産業民主主義の社会改革案のうち自由経済の存続を脅かすものは立法化を拒否されたが、資本主義の根幹の維持と両立するものは自由主義者の手によって漸次実現させられていった。自由主義者と言っても、その自由主義は「社会学的視野の広い」ネオ・リベラリズムに転化してはいたが。さきに述べた「リベラル・リフォームズ」はこのネオ・リベラリズムにたって行なわれたものである。ピーター・ゲイ (Peter Gay) の言葉をかりれば、「社会主義者が考えだし、非社会主義者が実施する。」⁴⁾ といった状況がみられた。

社会保障もまたリベラル・リフォームズが掲げた労働者福祉政策を国民大衆に普遍的にあてはまる政策として一般化したもので、第2次世界大戦の後間もなくネオ・リベラリスト、ビヴァリッチ

の手によって実現された。これはケインズの提唱した完全雇用政策構想を行政化した実施計画の一環として実現していったのである。しかも注意したいことには、ケインズが注意しているように⁵⁾、もしこれが採用されなければ、もっとラジカルな改革が避けられないとして、資本主義の根幹の維持のために提案されたことである。同工異曲の説得の仕方はガルブレイスもまた、混合経済の成立をもたらした対抗力の造成策の提案に用いて、その実施をかちとっていった⁶⁾。

ケインズの完全雇用政策は第2次世界大戦以後先進国で採用されて、国々の経済を変容させていった。それによって第2次世界大戦を画期として国々の国民所得の分配の平等化が進んでいった。

資本主義の逆説的変貌 このようにして第3に、産業主義・資本主義・社会主義の関連を吟味し直してみなくてはならなくなる。以上述べてきた経験的事実を省みる時、わたしは社会主義を実現するための改革よりも資本主義を存続させるための改革のほうが、少なくとも先進産業社会においては有効であったという事実を強調しないではいられない。わたしはそこに資本主義の逆説的変貌がおこなわれたと主張したい。(イ)資本主義の逆説とは近代産業主義の理念に忠実であるためには資本主義は変貌していかななくてはならないために起こるべくして起こったものであり、資本主義は産業社会の流通経済形態にほかならないことを示唆している。(ロ)資本主義の変貌のあとに残留する姿は、完全雇用政策と社会保障とを備えることによって、

5) Keynes, J. M.; *General Theory of Employment, Interest and Money* (London, 1936) p. 376, p. 380 にケインズは次のように書いている。「わたしの提唱している方策は、近年イギリスでおこなわれている事態の漸次的で緩慢な継続にすぎず、革命を必要としないものとなる大きな利点がある。」(p. 376)「わたしはこの方策はかえって現存の経済形態を根本的に崩壊させることを防止する唯一の実際の方策であり、個人の創意を有効に働かせる条件を達成するものだ」と弁護したい。」(p. 380)。

6) Galbraith, J. K.; *American Capitalism: Concept of Countervailing Power* (New York, 1952) p. 151 にガルブレイスは次のように述べている。「経済における私的な市場力をあたえられたものとすれば、対抗的な力の育成は経済の自主的な調整力を強化し、それによってかえって全面的な政府の統制ないし計画の必要を弱めるものである。」

4) Gay, Peter; *Dilemma of Democratic Socialism* (Collier Books, 1962) pp. 304~310.

社会主義と対立するよりもこれと併存し得るものとなった。それというのも、資本主義は産業社会の流通経済形態のひとつであるばかりでなく、社会主義もまた産業社会の別の形態にはかならないからである⁷⁾。

資本主義と社会主義とが産業社会の流通経済形態にはかならないことは、マルクスの用語をかりて表現すれば、両者はその生産関係を表示するものであり、これに対して生産力に相当するものは近代産業主義に求めるはかはないことを示唆している。事象性をあらわす生産力が歴史を動かす原動力であるとみるよりも近代産業主義こそが近代史を動かしてきた原動力であるとみるほうが素直な観方であり、理解しやすい理論であると考え⁸⁾。この原動力に対応して、資本主義と社会主義といった生産関係が考えられる。これは近代産業主義を実現するのに二つの途があり、二つの形態があると考えることであり⁹⁾、型の相異をもたらすものは、ガーシェンクロンの指摘するように、「経済後進性」のありかたである。あるいは言い換えて、産業化に対する伝統社会の抵抗の強弱の程度であると言ってもよい¹⁰⁾。

III 福祉社会の層別化された秩序

層別化された秩序の統合機能と安定化機能 産業主義の展開の過程でその「ゲームのルール」にナショナル・ミニマムの保障を取り入れて、平等主義の貫かれる領域を造成して、そのルールに複合的な性格をもたせていったが、それにしても社会に形成される秩序は完全に平等なものでなく、いくつかの階層への分化をうちに含み、秩序は層

別化されたものになることは否みがたいことである。この層別化された秩序 (stratified order) については近代の社会学者たちは社会的層別化論 (The Theory of Social Stratification) を展開した。タルコット・パーソンズは「社会的層別化の社会学的分析は層別化が重要な程度において社会体系を統合していく仕組みであるとの一般的な見解のうえに大きくもとづいている。これと関連して言えば、関係態の序列化は安定のために必要なのである。」¹¹⁾と述べている。これはカール・マルクスとは真向から対立する理論である。

マルクス理論の性急な一般化 マルクスによれば、資本主義社会の構造はその代表的企業である資本家の経営を分析してみれば明らかになるが、この企業は資本家と被用労働者のあいだの支配と従属の関係のうえにたっており、階級闘争が不可避免的に展開していくとみて、階級闘争の弁証法にたって資本主義社会の動態理論を形成した。パーソンズなどの近代社会学者たちは社会的層別化論をもっていくつかの論拠にたってこの階級闘争の弁証法を否定していく。その論拠の第1は、マルクス理論は、パーソンズの指摘するところによれば、資本家の経営の分析をそのままマクロ的な産業社会に適用していった、資本主義社会の分析理論を展開しているのだが、資本家の経営の分析にあっては捨象されていた要素がマクロの産業社会には働いていて、産業社会の運動にはいくつかの可能な途があるはずである。そのうちから一つの途だけを選びだして、マルクス理論は性急な一般化をおこなっている¹²⁾。

マルクスの診断を裏切る経験的事実 第2に、マルクス理論にたった診断は産業社会の展開の過程に現われた経験的事実に徴してみると、その診断を裏切るような変化が起きていることを挙げることができる。(イ)ダーレンドルフ (Ralf Dahrendorf) が指摘するように¹³⁾、産業社会においては

- 7) 馬場啓之助稿「資本主義の逆説」(『資本主義の逆説』東洋経済新報社刊、昭和49年、第2章)に詳しい説明がある。
- 8) この考え方はウェルナー・ゾンバルトがその『プロレタリア・社会主義』(Sombart, Werner; *Der proletarische Sozialismus*, Jena, 1924)に発するものとも言えよう。
- 9) Rosovsky, Henry (editor); *Industrialization in Two Systems: Essays in Honor of Alexander Gerschenkron* (New York, London and Sydney; John Wiley & Sons, 1966).
- 10) Gerschenkron, Alexander; 'Economic Backwardness in Historical Perspective' now in his: *Economic Backwardness in Historical Perspective* (Cambridge; Massachusetts, 1963).

- 11) Parsons, Talcott; 'Social Class and Class Conflict in the Light of Recent Sociological Theory', now in his: *Essays in Sociological Theory* (Free Press of Glencoe, Revised edition, 3rd Printing, 1968) p. 329.
- 12) Parsons, Talcott; *op. cit.* p. 324.
- 13) Dahrendorf, Ralf; *Class and Class Conflict in Industrial Society* (Routledge & Kegan Paul, London, 1963, pp. 41~64.

資本家と労働者の階級対立は尖鋭化していく代りに、二つの階級ともそれぞれいくつかの階層に分解していった。階級対立は不明確になっていった。資本家の企業管理の機能も企業規模の拡大に伴ってこれを補佐する事務職員を要するようになり、職員のなかから労職の分離がおこなわれ、しかもやがて事務職員のなかから企業管理の責任者となるものが現われてきた。あたらしく企業経営者となるものは業績に応じて選好されるので、家業としての企業を世襲する資本家とはその社会的性格を別にしていく。企業経営は資本家支配から経営者支配に形態変化をとげていく¹⁴⁾。労働者もまたその技能と熟練に応じて階層分化していき、一つの社会的階級として強固な階級意識によって結合し階級闘争をこととするとは言い切れなくなる。

(ロ)労働者の組織化が進み、労働組合が無視することのできない社会的勢力として成長していった。労働条件の改善のために労働組合は経営者支配の企業にあって、使用者と団体交渉をおこなってその意思を反映させることになる。産業民主主義の運動が盛んになり、アメリカの労働経済学者スリフター (Sumner H. Slichter) などは、「われわれは」労働主義的な「社会へ移行したか?」といった設問を掲げて、肯定的な解答をだしているほどの状況になっている¹⁵⁾。経営者資本主義は労働主義的社会を伴ってきたというのである。

(ハ)あらたな中産階級の台頭をみて、所得の分配は平等化し、生活基準ないしは生活のスタイルも中流化してきた。労働者の貯蓄もおこなわれるようになり、資本形成において労働者の役割も無視し得ないようになる。

(ニ)健康保険・老齢年金などが造成され、労働者福祉政策が展開するが、やがて社会保障制度として一般国民大衆を対象としていくことになる。これらは20世紀になって形成された経験的事実であり、いずれもマルクス理論が予定しなかった事実である。これらの経験的事実に即して社会的層

別化論が形成されてくることに別に不思議はない。しかしたとえそうであっても、以上述べた二つの論拠は社会的層別化論の主張をそのまま支持することにはならない。層別化された秩序の統合機能と安定化機能を保障する積極的な理由を追求しなくてはならない。

層別化された秩序の統合機能と安定化機能の積極的な根拠 このようにして第3の論拠が求められる。第3の論拠は第1の論拠、資本家的経営の分析において無視されたマクロの産業社会の構成要素のなかに層別化された秩序の統合機能と安定化機能が潜んでいることを論証する形で追究していかなくてはならない。

層別化された秩序は産業社会に潜在している階級闘争の可能性が顕在化するのを防止し得る制御装置を備えているならば、その統合機能と安定化機能を働かし得ることになる。この制御装置は、パーソンズの指摘するところによれば、「制度化された道徳的情操の仕組」(the structure of institutionalized moral sentiments) に求めるほかはない¹⁶⁾。このような装置としては、義務教育などの教育制度のほか、20世紀になって造成された公正取引委員会や労働委員会がその代表的なものとして挙げられよう。これらの委員会は業績主義の倫理に対応する「ゲームのルール」、とりわけ「機会の平等の下での公正な競争」がおこなわれるよう重要な役割を果している。教育制度は事実上職業制度に対して労働力の供給において重要な役割を負わされている。そこでは業績主義の倫理が遵奉され試験を通じて人間の選別がなされている。この制度が封建社会において職業の世襲が身分制度に応じてなされているのに較べて、すぐれた制度であることは否定し得べくもない。その出自に応じて縁故採用されるよりも、個人の能力を基準にして公募された人人のなかから選好されるからである。「機会の平等の下での公正な競争」の結果、形成される差異が「適正な差異」であるか否かは、他の場所よりもこの場所でテストされる。たしかに T. H. マーシャルが言うように、「この

14) Bendix, Reinhard; *Work and Authority in Industry* (Harper Torchbooks, 1963).

15) Slichter, Sumner H.; 'Are We Becoming a "Laboristic Society"?' [1947] now in his: *Potentials of American Economy*, (Harvard University Press, 1961).

16) Parsons, Talcott; *op. cit.* pp. 325~326.

選別と異動のプロセスにおける市民の権利は機会の平等への権利である。その目標は世襲的な特権の排除である。その本質は差異もしくは不平等を発揮し展開させるための平等な権利であり、不平等であると認められる平等な権利である。¹⁷⁾から、「機会の平等」と「公正な競争」は「適正な差異」の承認の問題に集約される。

労働委員会は労使関係をめぐって提起される労使間の紛争の処理が、労働法規に規定される基準にそって適正におこなわれるように、労働者の権利を保障する役目を担った準司法的な機関である。公正取引委員会は経済的取引が公正な競争を通じて適正におこなわれるよう監視し不当な競争を排除する機関である。いずれもかつてアルフレッド・マーシャルが「経済騎士道の社会的可能性」において唱道した経済倫理説¹⁸⁾に対応する機関で、名誉審判所に相当する性格をもつものである。それは公法と私法のあいだに拓かれた法域に位置するもので、私法の公法化とも称すべき新しい領域を開拓することによって、社会的行為が公正な競争より逸脱するのを防止しようとするものである。それによって労使平等の権利が保障され、公正な競争が確保される途が拓かれたと言ってよい。パーソンズの言う「制度化された道徳的情操の仕組」が用意されたとみることができよう。

このように「機会の平等の下での公正な競争」がおこなわれるような制度的枠組みが用意されたとしても、競争の結果形成される「結果としての不平等」は避けることができない。「機会の平等」と「結果の平等」は競争がおこなわれる限りもともと両立しえない関係にたっている。「結果の平等」が初めから想定されているとすれば、「機会の平等」の下に競争することはおよそ無意味になる。「機会の平等」とは、公正な競争の結果差異を認められる権利を平等に保障されることであり、「適正な差異」が成立しないところに競争は成立

するはずはない。それであるから、「機会の平等」だけが肝心なのであって、「結果の平等」は問題にならない、といった主張もあり得ることである。しかしながら競争を個別の事象として眺める場合と生涯にわたりあるいは世代を越えた事象と見る場合とでは異なった用意をもって臨まなくてはならない。後者には前者にない累積効果が生ずるからである。階級対立が問題となるのは後者の場合なのである。

階級分裂は経済的競争の結果が家族を通して家庭に持ち込まれることによって生ずる。家庭は児童が社会化されて社会に送りこまれる拠点であり、児童は親たちの社会的地位を共有し、社会的地位が分化し層別化されている以上、競争の機会の利用可能性(accessibility)も異なっていくわけにはいかない。親たちにとって結果としての不平等であったものが、子供にとっては機会の不平等に転化するおそれ大きい。これは貧困の再生産論の説くところである。このように競争の結果の不平等は世代を越えて累積効果を及ぼし、機会の平等→公正な競争→結果の不平等→機会の不平等といった因果の連鎖過程を通していくおそれ大きい。この公算を強調して言えば、前述したように、「業績主義のディレンマ」が起こり得ると言うほかはない。

このディレンマをたち切るためには、結果の不平等が機会の不平等に転化していく因果の連鎖を切断することが要求される。これには貧しい家庭に育った児童に対しても、機会の利用可能性を保障することが必要になる。T. H. マーシャルがその「市民権と社会階級」において述べているところによれば、20世紀になって市民権が社会的権利として主張されるようになって、社会的権利の伸張が階層間の名目所得の不平等があっても、教育・裁判などにおいてその不平等がこれらの施設の利用可能性を制限することのないような措置がおこなわれてきた。これらの施設の利用にあたっては、ある限度以下の所得層に対しては無料とし、ある限度以上の所得層に対しては全額を徴収し、その中間の所得層に対してはその所得の上昇に応じて料金も上昇していく仕組みとなっており、階

17) Marshall, T. H.; 'Citizenship and Social Class' (1949) now in his; *Class, Citizenship and Social Development* (London, 1964) p. 109.

18) Marshall, Alfred; 'Social Possibilities of Economic Chivalry,' *Memorials of Alfred Marshall*, edited by A.C. Pigou (London, 1925).

層別に名目所得とは別に scale price〔階梯別価格〕が設定されて実質的には所得差のない状態が作りだされている。この措置によって名目所得の差異と実質所得の平等とが施設利用に関しては併存させるように努めてきた¹⁹⁾。

これをナショナル・ミニマムに関連させて言えば、ナショナル・ミニマムに福祉施設などの利用可能性が追加されて、いわばこれに社会学的な幅をあたえたものとみることができよう。このような幅をもったものを、ソーシャル・ミニマムと呼ぶこともできよう²⁰⁾。ソーシャル・ミニマムの線までは国民のすべてに保障し、これを越えた領域では、公正な競争の結果生じた不平等は個人が自己の責任において受容して、その責任を社会に転嫁しないようにする。ソーシャル・ミニマムの線までは平等にすべてのものに保障し、これを越える領域では競争の自由が発揮できるようにする。

これは層別化された秩序の受容の仕方としては、問題の理論的解決ではないかも知れないが、経験的な解法としては納得のいくものではないかと考える。このミニマム解法は20世紀の現代史が提示したものであり、連帯主義の求める平等と業績主義の求める自由とを調和し融合した解法と言うべきであろう。これが福祉政策の進むべき方向を示していると言えよう。

このようにしてソーシャル・ミニマムの政策は一方において人々に競争の自由と昇進の可能性を保障し業績主義の倫理の働く場を与えるとともに、他方たとえ競争に破れてもこれ以下には低落しないといった保障が与えられて国民生活は連帯主義の要求にも答えることになって、統合機能を備え、安定化機能をもある程度まで満すことになると考えられる。もっとも人々の要望には飽和状態は考え難いものであるから、秩序の安定機能には充分

とは言えないものがあるとしても、ソーシャル・ミニマムの政策は層別化された秩序のもとで潜在的な階級闘争に対してその顕在化を防止する制御装置として働くことになる。これは理論的一義的な解決策であるとは言えないまでも、層別化された秩序に対してこれが転覆を企てる行動は反社会的な行動と呼ばれることになる。

福祉社会に対する結語 ここで以上の検討を締めくくって、福祉社会に対する結語をまとめておくことにしよう。産業社会がその「ゲームのルール」を、(イ)機会の平等(ロ)公正な競争(ハ)ソーシャル・ミニマムの保障(ニ)適正な差異の承認といった形で整備していけば、国民生活は福祉社会的相貌を備えたと言えよう。(ニ)の適正な差異の承認は(イ)から(ハ)までの条件、とりわけソーシャル・ミニマムの保障のそれらのうえにたって成立する。この条件があるか否かが福祉社会を他の社会形態から区別し、これを認定する基準 (criterion) になる。

ソーシャル・ミニマムの保障はこの水準まではすべての国民に平等に保障することでもあるから、ランシマンの表現をかりれば、「共通の生活」に参加するという「コミュニティ権利の平等」が保障されたことになり、福祉社会の福祉社会たるゆえんが備ったとみることができよう。ソーシャル・ミニマムの保障は層別化された秩序の統合機能と安定化機能の成立にとって必要不可欠の条件であつたし、またこの条件を欠いては業績主義のディレンマを克服し得ないことでもあるから、産業社会はこの条件を整備し福祉社会たる相貌を国民生活において備えないわけにはいかない。この意味においては産業社会は福祉社会に依存すると言わざるをえない。

その反面、福祉社会は産業社会の提供する産業生産力に依存することなくして自立自展していけるものではない。これに依存することができないとすれば、先進国病に侵され貧血状態に陥り衰弱死をとげないわけにはいかないおそれがある。その意味では福祉社会は産業社会に依存しないわけにはいかない。このようにして産業社会と福祉社会とは相互依存関係にたっているのである。

福祉社会は業績主義と連帯主義といった二つの

19) Marshall, T.H.; *op. cit.* pp. 97~101.

20) ソーシャル・ミニマムを提唱した総合社会政策基本問題研究会は『総合社会政策を求めて』(大蔵省印刷局, 昭和52年5月刊)のなかで「その対象範囲も単に狭い個人の所得水準という意味にとどまらず, 社会的資産の蓄積, 最低限の自然環境, 生活環境, 教育の機会をはじめ公共サービスへのアクセシビリティ, 社会的威信, 文化の享受, 自己実現などを包含する概念に拡大されねばならない。」(pp. 36~37)と述べている。

社会倫理の相互補完の関係にたって形成された複合社会である。業績主義と連帯主義とは機会の平等と結果の不平等との関係をみれば明らかなように本来たがいに相反関係にたっている。この相反関係を補完関係に転換させて、二つの社会倫理のあいだに「相反と補完の二重の関係」をつくりださなくては、複合社会たる福祉社会は成立しえない。この「二重の関係」にはもとより一義的な均衡解はありえない。政治機能が和解・妥協によっ

て「二重の関係」をつくりだしても、その関係の背景にはこの均衡を攪乱する要因を潜めている。隴を得て蜀を望むといった飽和点を知らない要求が控えているからである。だから福祉社会は不安定であると言うほかはない。しかしながらたとえ不安定であっても、産業社会は福祉社会に向って進んでいかないわけにはいかない。不安定要素をかかえながら安定を図っていかなくてはならない。